【奄美群島の学術的な価値】

- (1) ユーラシアプレートとフィリピン海 プレートの接点にあり、過去の隆起沈 降の歴史とサンゴ礁による石灰岩生成 の歴史が明白に示されている。
- (2)世界的にも例を見ない亜熱帯性の常緑広葉樹林が発達していること。
- (3) 東南アジア地域・東アジア地域の生物多様性保全上からの重要性が高いこ
- (4) 固有種,特に奄美群島のみに生息・ 生育する遺存種が多いこと。
- (5) 熱帯から温帯にかけての生物の地理的分布の移行帯であること。
- (6)世界的なサンゴ礁分布域の北限であること。
- (7)渡り鳥など、移動性の動物の中継地などの、広域を移動する種群の重要な生活史を担っていること。

【奄美群島の社会的な価値】

- (1) 奄美群島の自然は、人々の日常生活の中で利用され、群島住民の生活の基盤を提供し続けてきたこと。
- (2) 奄美群島は、固有な習慣や生活文化 を創出する背景となっている、特有の 信仰・伝統行事、島唄、食文化などを 有していること。
- (3) 奄美群島は、大陸などからの文化の 伝播経路として日本文化の形成に貢献 し、日本文化の豊かさや多様性の確保 に寄与してきたこと。

【プランの背景】

- (1)世界及び日本において、「持続可能な発展」を目指した社会実現への要請がなされており、鹿児島県でも、その世界と目指している。 (2) 奄美群島においては、特にその世界的にも貴重である、豊かなけるととした地域づくりが求められているこ

【プランの基本理念】

(1) 共生への転換

(2) 地域多様性への転換

奄美群島を構成する島々は、 それぞれの多様性を尊重し ながら「人と自然との共生」 を目指す。

(3) 地域主体性への転換

奄美群島の地域が, 自ら主体的に行動することを基本として「人と自然との共生」を目指す。

奄美群島は、「人と自然が共生する地域」を構築し、他の地域に先がけて、現代社会の「転換」を主導する可能性を有する地域である。

【プランの基本方針】

奄美群島自然共生プランの策 定は、県と奄美群島14市町村 が一体となって、策定を進めた もので、その基本として、奄美 の「宝」を再認識・再発見した。

【奄美の「宝」による施策】 群島全域で積極的に取組む施策(九つの施策) 1 **自然共生ネットワークの形成** ・環境教育・環境学習の推進(学校教育、社会教育活動等)

2 サンゴ礁と海岸の保全 ・ 重要生態系地域調査 (国立公園指定等検討、保護・利用計画案の作成、普及啓発等)

3 希少な野生動植物と森林の保全 ・ 重要生態系地域調査(国立公園指定等検討、保護・利用計画案の作成、普及啓発等) ・ 移入種対策の強化(マングース駆除等), 希少野生動植物保護条例などの適切な運用

・集落の機能の維持・確保(「結」による宝の保全等)、NPOの活動の促進 ・専門的な調査研究の推進(インベントリー【種目録】の作成等) ・ネットワークの形成(奄美パークなどの施設連携強化と「しまのサポーター・

ネットワーク」の活用など人の連携強化等) ・IT活用(「宝」のライブ映像提供等) ・奄美ミュージアム構想の取組促進

・オニヒトデ等駆除事業(ボランテイア等)・生活排水流出防止対策(市町村、住民等)・サンゴ礁のモニタリングネットワークの構築の検討

・森林の適切な施業の促進、保護林の適切な運用

・奄美野生生物保護センターの拠点的機能の充実・強化

4 身近な自然の保全 ・保存樹・保護植物の指定の検討(市町村条例及びNPO等)

・集落の機能の維持確保(「結」による清掃活動や宝の保全等) ・文化財保護法等による管理・保全の取組

サンゴの再生等の検討

など

など

など

など

奄美大 島北部

【群島 内めの 取組】

奄 美 大 島南部

_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _

喜界島

沖 永 良部 島

_ _ _ _ _ _ _ _ _ _

徳之島

など

6 環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)の推進 ・計画策定の検討(全体計画,地域計画,)

5 **自然再生の検討**・サンゴの再生等の検討
・海岸植生、河川、棚田等の再生の検討
・奄美らしい景観・風景の創出、再生の検討

・利用の適正化等の検討(地域利用のガイドライン,ガイド等の認定制度等) ・活用のための基盤整備(自然・文化・産業等をテーマとしたプログラム等)の立案の検討,利用動態モニタリングの検討 など

・「長寿」の島や「子宝」の島を誇りとする情報発信

など 与 論 島

自然に対する配慮の徹底

- ・住民自らが主体性をもった取組(「地球にやさしい県民運動」の実践ー省資源化、 ごみ減量化, 廃棄物の適正処理など)
- 自然環境配慮型の公共事業の推進
- 環境保全型農業の推進
- ・赤土等の流失防止対策の徹底

など

- 9 世界自然遺産登録に向けた取組 ・ 重要生態系地域調査(国立公園指定等検討、保護・利用計画案の作成、普及・啓発等) ・世界自然遺産にふさわしい島づくり(景観づくり等) ・登録に向けた基盤の整備(推進体制の構築、連携・交流の促進) など

効 的 な (1)地域住民の役割(2)地域のNPOの役割(3)市町村の役割

(4) 県の役割

(5) その他主体の役割